

地縁による団体モデル規約（案）

〇〇〇自治会（又は町内会）規約

（目的）

第1条 この会は、会員相互及び会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災等に努め、又は行政との協議・協力を進めつつ住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

（名称）

第2条 この会は、〇〇〇自治会（又は町内会）と称する。（以下「会」という。）

（会員）

第3条 会は、次表の区域内に住所を有する者をもって構成する。

区	域	表	示
西都市大字〇〇〇〇番地から大字〇〇〇〇番地まで			
〃	〇〇町〇〇丁目〇〇番地から〇〇町〇〇丁目〇〇番地まで		
〃	〇〇町〇〇丁目〇〇番地から〇〇町〇〇丁目〇〇番地まで		

（主たる事務所の所在地）

第4条 会の事務所は、西都市〇〇町〇〇丁目〇〇番地に置く。

（事業）

第5条 会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 専門部活動に関する事。
- (3) 会内外の各種団体との連絡調整に関する事。
- (4) 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関する事。
- (5) 所有する資産又は受託した施設の管理及び運営に関する事。
- (6) 地域の将来計画の作成に関する事。
- (7) その他会の目的達成に必要な事業

（役員の種類）

第6条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ○名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名
- (6) ○○○ ○名
- (7) ○○○ ○名

(役員を選任)

第7条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事分掌)

第8条 役員の仕事分掌は、次のとおりとする。

- (1) 会長 会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記 会務を記録し、会の内外への連絡及び広報等を行う。
- (4) 会計 会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (5) 監事 会の会計監査を行う。
- (6) ○○ ○○○
- (7) ○○ ○○○

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、○年とし、再任を妨げない。

(会議の種類)

第10条 会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会 会の最高議決機関であり、定時総会及び臨時総会とする。
- (2) 役員会 監事を除く第6条の役員をもって構成する。
- (3) ○○○ ○○○

(会議の招集等)

第11条 会議の招集等については、次のとおりとする。

- (1) 定時総会 年1回、会長が招集する。
- (2) 臨時総会 会員の3分の1以上の請求があったとき、又は役員会において、総会開催の議決があったときに会長が招集する。
- (3) 役員会 必要に応じ、会長が招集する。

(4) ○○○ ○○○

(総会の権能)

第12条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

2 重要事項の中で急を要するものは、役員会で決議執行し、次の総会で承認を受けなければならない。

(会議の成立要件、議長及び議決)

第13条 会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。また、あらかじめ通知された事項については、書面又は電磁的方法により表決することができる。

2 総会の議長は、会員の中から選出する。

3 会議における議決は、出席者の過半数（財産の処分に関する事項にあつては3分の2以上、規約の変更及び解散に関する事項にあつては4分の3以上）の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(総会の議決権)

第14条 会員は、総会において各々1箇の表決権を有する。

2 次に掲げる事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の議決権は会員の所属する世帯の会員数分の1とする。この場合において、前条第1項の規定の適用については、同項中「構成員」とあるのは「構成世帯」とする。

(1) この規約の変更に関する事項

(2) 本会の財産の処分に関する事項

(3) 本会の解散に関する事項

(会計年度)

第15条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会の収入)

第16条 会の収入は、次のとおりとする。

(1) 会費

(2) 寄付金

(3) 補助金

(4) その他

(会費)

第17条 会の会費は、1世帯月額○○○円とする。

2 会員に特別の事情があるときは、会費を減免することができる。  
(支出)

第 18 条 支出は、総会で議決された予算に基づき、会の目的に沿って行う。

2 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず払い戻さない。  
(資産の管理及び処分)

第 19 条 会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

(会計及び資産帳簿の整備)

第 20 条 会の収入、支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を備える。

2 会員が、帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。  
(会計監査と報告)

第 21 条 会計監査は、会計年度終了後に行い、総会に結果を報告する。  
(会への加入)

第 22 条 会に加入しようとする者は、班長を通して会長に届け出るものとする。

2 自治会（町内会）の区域に入居した者があつたときは、会は、その者にこの会の主旨を説明し、加入の案内をするものとする。

(会からの脱退)

第 23 条 会員の脱退は、次の場合とする。

(1) 会の区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 本人の申出があつたとき。

(委任)

第 24 条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、細則にて定める。

附 則

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。